

◎新潟県告示第50号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和8年1月27日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援 の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止 年月日
共生型児童発達支援	あさひナーシングセンター	三条市西裏館3丁目6番 54号	社会福祉法人あ さひ共生福祉会	令和7年 12月31日